



中津市監査委員告示第 13 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 3 年度財政支援団体監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和3年5月25日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

# 財政援助団体監査結果報告書

## 1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
禅海ふるさとまつり実行委員会	左記の財政援助団体が令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	令和3年4月14日～令和3年5月25日
山国川流域森林組合		
中津市中学校体育連盟		

## 2. 監査を実施した監査委員

永松 末利 ・ 恒賀 慎太郎

## 3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

## 4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

## 5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和3年6月1日（火）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

## 【禅海ふるさとまつり実行委員会】

(1) 補助金等名 中津市観光イベント支援補助金

(2) 所管部局・課 本耶馬溪支所 地域振興課

(3) 財政援助の目的

当補助金は、本耶馬溪を代表する「耶馬溪橋～青の洞門～羅漢寺」間の自然を散策しながら体験する参加型イベントの開催に要する経費を市が補助することにより、広く本耶馬溪地域をPRし、地域活性化及び観光振興を図ることを目的としている。

(4) 事業の概要

I. 事業費 4,739,334円

II. 事業内容

「禅海ふるさとまつり2020／本耶馬溪町をめぐる周遊型謎解きイベント」  
開催期間：令和2年11月1日(日)～令和3年1月11日(月) 本耶馬溪町の隠された観光スポットを謎解きしながら周遊するイベント。(参加者数：約1000人強)

「観光どんど」 開催日：令和3年2月13日(土) 青の洞門公共駐車場特設会場にて催された「厄払い・無病息災・家内安全・五穀豊穰」を祈願する伝統的な地域祭り。(来場者数：約150人)

III. 財政援助額 3,800,000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①禅海ふるさとまつり実行委員会規約第5条では、「本会の事務所は、実行委員長宅(中津市本耶馬溪町)に置く。」とあるが、交付申請書等の書類の一部では所在地の記載が「中津市本耶馬溪町曾木1800番地」となっている。これは中津市本耶馬溪支所の所在地と同一である。

規約が求める委員長宅住所ではないと思われるため、規約との相違を正されたい。

②禅海ふるさとまつり実行委員会規約第6条では、会の役員として「会計1人」を置くことを規定しているが、「令和2年度禅海ふるさとまつり実行委員会構成員名簿」には会計役員の表記がありません。

会計役員を定めることは、会計事務の責任の所在を明確にし、公正に事務を遂行していくために不可欠と考えますので改善を求めます。

③委託契約事務について、委託業者の選定に関しては中津市契約事務マニュアルに準じた取扱いが求められる。「宝探しプログラムの制作に関する業務委託契約」についても適切な事務処理を行い、経費節減にも努められたか示されたい。

(要望事項)

④<本耶馬溪財宝伝！～禅海くんからの挑戦状～>参加者アンケートの集計については、委託先業者が分かりやすく集約し結果報告を行っており、次回開催または今後の地域振興事業にも役立つ資料になっていると思われる。実行委員会においては、これを基に詳細な結果分析を行い、次に活かされることを要望します。

## Ⅱ. 所管課に対する事項

特に指摘すべき事項はなかった。

## 【山国川流域森林組合】

(1) 補助金等名 中津市林業担い手育成支援事業補助金

(2) 所管部局・課 商工農林水産部 林業水産課

(3) 財政援助の目的

組合が林業従事者に対して行う担い手育成事業に要する経費を市が補助することにより、林業従事者の安全性の確保と技術の向上を図り、林業に就業しやすい環境を整え、担い手の確保と育成を推進することを目的とする。

(4) 事業の概要

I. 事業費 545,100 円

II. 事業内容

- ① 就労環境改善支援事業 【助成金額：542,000円】  
就労環境改善用品購入経費に対する助成金  
上記支払事務に係る経費
- ② 林業技術取得支援事業 【助成金額：3,100円】  
林業従事者として必要な資格取得や講習の受講に係る経費に対する助成金  
上記支払事務に係る経費

III. 財政援助額 545,100 円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

- ① 市の補助金交付要綱及び団体の補助基準を掲載したチラシでは、補助金の積算基準は「100円未満の端数は切捨」とあるが、補助金申請額が全て1,000円未満切捨になっている。申請書の中に「千円未満切捨」と誤った表記がされているため様式の修正を求める。  
また、正しい補助基準で積算し、申請者へ追加支給したのち、実績報告書及び交付申請書の再提出を求める。
- ② この補助金は、複数の申請者が購入した就労環境改善用品購入経費の積算が補助対象経費となるため、事業の支出内訳書（個人ごとの支給明細一覧表など）を作成し、個人の申請内容と支給額が端的に確認できるよう改善されたい。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

- ① 補助経費の積算や支払事務にかかる経費の積算に誤りが見受けられる。積算基準の誤りを指導するとともに、正しい補助基準で申請者へ追加支給させたのち、実績報告書及び交付申請書を再提出するよう求められたい。  
なお、令和3年度についても交付要綱に準じて、正しく積算・支給されるよう指導されたい。

## 【中津市中学校体育連盟】

(1) 補助金等名 中津市中学校体育連盟事業補助金

(2) 所管部局・課 教育委員会 体育・給食課

(3) 財政援助の目的

当補助金は、中津市中学校体育連盟の学校体育及びスポーツ振興事業に要する経費を市が補助することにより、生徒の体位向上を図ることを目的とする。

(4) 事業の概要

I. 事業費 9,292,195 円

II. 事業内容

- ① 中津市中学校部活動推進事業（援助額：2,437,355円）  
中津市総体予選等に要する運営費等及び各種大会参加費等の補助
- ② 生徒輸送事業（援助額：4,978,102円）  
中津市総体予選・大分県総合体育大会・中津市新人戦・大分県駅伝大会に要する交通費の補助
- ③ 九州中学校体育大会派遣事業（令和2年度は該当なし）  
九州大会出場に要する交通費・宿泊費・昼食代・参加費の補助
- ④ 全国中学校体育大会派遣事業（令和2年度は該当なし）  
全国大会出場に要する交通費・宿泊費・昼食代・参加費の補助

III. 財政援助額 7,415,457 円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

（指摘事項）

- ① 総体予選運営費等において、補助額を超過した補助対象費を実績報告書に計上しているものが見受けられた。  
実績報告書の内容を訂正し、再提出を求める。
- ② 県駅伝大会選手補助費において、補助対象外経費である選手の弁当代を実績報告書に計上しているものが見受けられた。  
実績報告書の内容を訂正し、再提出を求める。
- ③ 各校部活動補助の交通費補助について、対象経費の交付基準を超過した補助対象費を実績報告書に計上しているものが見受けられた。  
実績報告書の内容を訂正し、再提出を求める。

II. 所管課に対する事項

（指摘事項）

- ① 中津市中学校体育連盟振興費補助金交付要綱等において、大会派遣時の生徒の昼食代を補助対象経費としているものが見受けられた。  
中津市補助金事務ガイドラインに基づき、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費である食糧費については補助対象経費に含めないよう、補助金交付要綱の改正を行い、公平かつ適正で透明度の高い補助金制度の構築を求める。
- ② 補助金対象経費の算出誤りが多数見受けられた。  
中津市補助金事務ガイドライン等に基づき、十分に指導・確認を行い、適正な補助金事務処理を行うよう求める。